

税制上の優遇措置について

本プロジェクトへの寄付は、税制上の優遇措置を受けられます。
公益財団法人信託資本財団が発行する寄付金受領証明書及び税額控除に係る証明書を、確定申告時に添付ください。
なお、寄付金受領証明証は2019年1月以降の発行となるため、2020年2-3月の確定申告でご利用いただけます。
お手元に届きましたら大切に保管し、確定申告の際にご利用ください。

【個人からのご寄付の場合】 寄付金額の約4割が戻ります

- ・税額控除方式の場合

$(\text{寄付額}-2,000\text{円}) \times 40\% = \text{所得税からの控除額}$
控除割合

例)

1万円の寄付をした場合

$(10,000\text{円}-2,000\text{円}) \times 40\% = 3,200\text{円}$

10万円の寄付をした場合

$(100,000\text{円}-2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$

確定申告を行うと
国から還付されます。

- ・所得控除方式による控除の方法もあります。詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。
- ・個人住民税も寄付金控除の対象となりますが、各自治体の条例によって定められています。控除の対象になるかどうかは、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。控除対象の場合、控除割合は最大10%です。

【法人からのご寄付の場合】 損金算入額に上乗せできます

- ・公益財団法人への寄付のため、損金算入限度額が上乗せされます。

公益財団法人への寄付金の損金算入限度額 $(\text{資本金} \times 0.375\% \times \text{当期月数}/12 + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$
一般の寄付金の損金算入限度額 $(\text{資本金} \times 0.25\% \times \text{当期月数}/12 + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

- ・詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。